

大情審答申第 467 号
令和元年 11 月 21 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市情報公開審査会
会長 曾我部 真裕

答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成30年2月28日付け大福祉第4085号及び同年3月30日付け大福祉第4642号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関が行った平成30年1月16日付け大福祉第3442号による部分公開決定（以下「本件決定1」という。）及び同月19日付け大福祉第3502号による不存在による非公開決定（以下「本件決定2」という。）は、いずれも妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 本件決定1

審査請求人は、平成29年12月21日に、実施機関に対し、「H29.12.5付市民の声に対するH29.12.18付福祉局長回答に『厚生労働省に…確認した上での理解です。』とある。大阪市の行ったこの『確認』のすべてについて①いつ②だれが③だれに対して④どの方法で⑤その質問内容⑥それに対する回答内容が確認できる文書（決裁供覧含む）のすべて」の公開請求（以下「本件請求1」という。）を行った。

実施機関は、本件請求1に係る公文書を別表1（以下「本件文書1」という。）のとおりに特定した上で、条例第10条第1項に基づき、個人の氏名、居住する区名及び当該区にある区役所名を公開しない理由を次のとおり付して、本件決定1を行った。

記

条例第7条第1号に該当

（説明）

上記情報については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

2 本件決定2

審査請求人は、平成 30 年 1 月 5 日に、実施機関に対し、平成 29 年 12 月 11 日に行った公開請求（以下「本件関連請求」という。）に対する同月 25 日付け大福祉第 3231 号決定（以下「本件関連決定」という。）を受けて、本件関連請求の請求内容について、本件関連決定で特定した文書以外の保有文書のすべての公開を求める旨の公開請求（以下「本件請求 2」という。）を行った。

実施機関は、本件請求 2 に係る公文書（以下「本件文書 2」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、本件決定 2 を行った。

記

平成 29 年 12 月 11 日付けの情報公開請求にある「身体障害者手帳交付申請に係る障害等級認定（視覚）についての大阪市の説明・解釈（残存視野が中心 10 度以内にはないが、10 度より外側に有れば認定基準上の求心性視野狭窄ではない。）が確認できる文書」については、平成 29 年 12 月 25 日付け大福祉第 3231 号で決定した保有文書しかないことから、当該公文書については、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため

3 審査請求

審査請求人は、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号に基づき、平成 30 年 1 月 23 日に本件決定 1 を不服として、同年 3 月 1 日に本件決定 2 を不服として審査請求（以下それぞれ「本件審査請求 1」及び「本件審査請求 2」という）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件審査請求 1

(1) 公開された文書には、請求にある質問「厚労省に…確認した上での理解ですか？」についての照会・回答がない。請求している文書の公開決定又は非公開決定を求める。

平成 29 年 11 月 21 日付け市民の声に対する同月 30 日付け福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター所長からの「回答 3」に「…10 度以内とは周辺の視野がなくなり、中心から 10 度以内のみ視野が存在する状態であると理解できます。…中心から 10 度以外に視野が残存している状態は認定基準上の求心性視野狭窄ではないと解釈できます。」とある。この「理解」「解釈」について「厚労省への照会および厚労省からの回答」が確認できる文書がないため。

(2) 公開した平成 26 年 3 月 19 日付厚労省回答メールについて全公開（消した部分の公開）を求める。

公開された厚労省回答メール 3 件①平成 26 年 3 月 19 日②平成 27 年 6 月 24 日③平成 28 年 6 月 30 日あるが、①のみ一部消されている。また、形式・内容において①と②③で異なり、①が偽装の疑いもある。

2 本件審査請求2

障がい認定に係る認定基準の解釈（10度以内とは求心性視野狭窄の意味であり、輪状暗転があるものについて両眼の視野がそれぞれ10度以内のものを含む。）にある「10度」についての厚労省回答等（通達）の公開を求める。

本件関連決定により公開された文書には請求した内容について記載がない。現在の大阪市説明では、残存視野が中心10度以内にある場合と中心10度より外側にある場合（どちらも同形）を比べてよく見えている「中心10度以内にある場合」が障がい重い認定になり誤っている疑いが大きい。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求1に係る経緯

審査請求人は、平成23年7月14日付けで身体障がい者手帳の交付申請を行い、大阪市社会福祉審議会身体障害福祉専門分科会第2審査部会（視覚）で視覚障がい4級（視力障がい5級、視野障がい5級）と等級認定され、平成23年9月28日付けで北区役所において身体障がい者手帳の交付を受けたが、決定された等級を不服とし、視野障がいは2級に該当すると主張している。

平成29年11月21日に、審査請求人より「区の説明・異議申立に対する決定書の説明では、1/4の視標で測定した残存視野が中心から10度以上離れたところではあるが、10度以上あるため2級に該当しないと説明しています。私は残存視野が中心から10度以内かどうかのみで判断すべきと思うが、説明の根拠（条文等）を示してください。」というお問い合わせがあったため、実施機関は平成29年11月30日付けで心身障がい者リハビリテーションセンター所長名で回答を行った。

その後、平成29年12月5日付け市民の声において審査請求人より「厚労省へ確認した上での理解ですか」というお問い合わせがあったため、実施機関は平成29年12月18日付けで「厚生労働省に視野障がいの認定について確認した上での理解です。」と福祉局長名で回答を行ったところ、本件請求1があった。

2 本件請求1に対して本件決定1を行った理由

審査請求人は、本件文書1には、審査請求人の質問に対して実施機関が示した「解釈」及び「理解」についての「厚生労働省への照会及び厚労省からの回答」が確認できないと主張しているため、以下、文書の特定について説明する。

心身障がい者リハビリテーションセンターでは、これまで計3回厚生労働省に視野障がいにおける身体障がい認定基準について照会を行い回答を受けており、これらの回答においては、審査請求人から平成29年11月21日に受けた上記1のお問い合わせに対し実施機関が回答するにあたり厚生労働省に確認した内容が記載されている。したがって、上記の3度にわたる照会・回答についての決裁・供覧文書を本件請求1に係る公文書と特定したものであり、他に特定すべき公文書は存在しない。

また、公開文書である、平成26年3月25日付け決裁の「『身体障害者認定基準』にかかる情報提供について」の決裁文書中の厚生労働省からの電子メールにある差出人、

宛先、厚生労働省担当者名、内線番号については、決裁時に黒塗りして添付資料としていたものであることを、本件決定1の通知書に記載するとともに、公文書公開を実施する際、審査請求人には説明している。

3 本件審査請求2

審査請求人は、本件関連決定により公開決定した文書以外に、本件関連請求の内容である「身体障害者手帳交付申請に係る障害等級認定（視覚）についての大阪市の説明・解釈（残存視野が中心10度以内にはないが、10度より外側に有れば認定基準上の求心性視野狭窄ではない。）が確認できる文書」の公開を求め、本件請求2を行なったが、上記の内容が確認できる文書は本件関連決定により公開した文書がすべてであり、その他には存在しないことから、本件決定2を行なったものである。

審査請求人は、「本件関連決定により公開された文書には請求した内容についての記載がない。」と主張するが、本件関連決定により公開した「厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長発文の平成15年2月27日付け障企発第0227001号『身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について』（以下「本件関連文書」という。）には、「求心性視野狭窄の判断は、一般的に、視野が周辺からほぼ均等に狭くなる等の所見から、診断医が総合的に判断するものであり、視野が10度以内のものとは限定しているものではない。認定基準上の求心性視野狭窄は、原因疾患にかかわらず、上記により診断医が求心性視野狭窄が認められると判断した場合で、かつ、視野の測定にはゴールドマン視野計を用いる場合には、1/4の視標による測定の結果、両眼の視野がそれぞれ10度以内である場合を対象としている。」とあり、障がい認定基準上の求心性視野狭窄ではないと判断される場合について確認できる。したがって、本件関連決定においても、特定した文書に誤りはない。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

(1) 本件審査請求1

審査請求人は、本件請求1で求めた内容の公文書が、本件文書1に含まれていないため、本件文書1のほかに特定すべき公文書があるはずであると主張するのに対し、実施機関は、本件文書1のほかに特定すべき公文書は存在しないとして争っている。

したがって、本件審査請求1の争点は、本件文書1のほかに特定すべき公文書の有無である。

(2) 本件審査請求2

審査請求人は、本件関連請求で求めた内容の公文書が、本件関連決定により公開された公文書に含まれていないため、本件文書2が存在するはずであると主張するのに対し、実施機関は、本件文書2は存在しないとして争っている。

したがって、本件審査請求2の争点は、本件文書2の存否である。

3 本件文書1のほか特定すべき公文書の有無について

本件文書1は、実施機関が厚生労働省に対し障がい認定基準について照会を行った際の決裁文書、厚生労働省からの回答をうけて審査請求人に回答した際の決裁文書及び厚生労働省からの回答の供覧文書である。

当審査会において本件文書1を見分したところ、厚生労働省から視野障がいについて実施機関の行った照会に対する回答が記載されていることが認められる。

したがって、本件請求1に係る公文書として本件文書1を特定し、他に特定すべき公文書は存在しないとする実施機関の主張に、特段、不自然、不合理な点は認められない。

4 本件文書2の存否について

本件請求2は、本件関連決定により公開した公文書以外の本件関連請求に係る公文書の公開を求めるものであり、本件審査請求2は形式的には本件文書2の存否を争うものであるが、実質的には本件関連決定における特定の是非であると解される。当審査会において本件関連文書を見分したところ、障がい認定基準上の求心性視野狭窄ではないと判断される場合の記載を確認することができ、本件関連決定において、特定した文書に誤りがあるとは認められない。

したがって、本件文書2は存在しないとする実施機関の主張に、特段、不自然、不合理な点は認められない。

5 審査請求人のそのほかの主張について

審査請求人は本件文書1により公開された公文書のうち、厚生労働省からの電子メールにある差出人、宛先、厚生労働省担当者名、内線番号を公開するべきであると主張するが、当該部分については、決裁文書の添付資料として作成した時点ですでに黒塗りされているものであり、本件決定1において公開しないこととした部分ではなく、審議の対象とは認められない。

6 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 曾我部 真裕、委員 川島 裕理、委員 野田 崇、委員 重本 達哉

(参考) 答申に至る経過

平成 29 年度諮問受理第 26 号及び 32 号

年 月 日	経 過
平成 30 年 2 月 28 日	諮問書の受理（平成 29 年諮問受理第 26 号）
平成 30 年 3 月 30 日	諮問書の受理（平成 29 年諮問受理第 32 号）
平成 30 年 11 月 14 日	実施機関からの意見書の收受
平成 31 年 1 月 16 日	調査審議
平成 31 年 3 月 26 日	調査審議
令和元年 5 月 30 日	調査審議（審査請求人口頭意見陳述）、審査請求人からの意見書の收受
令和元年 8 月 16 日	調査審議
令和元年 10 月 18 日	調査審議
令和元年 11 月 21 日	答申

別表 1

身体障がいの認定の取り扱いについて、①から⑤が確認できる

- ・平成25年12月12日付け決裁の「『身体障害者認定基準』の解釈について（照会）」の決裁文書
- ・平成26年3月25日付け決裁の「『身体障害者認定基準』にかかる情報提供について」の決裁文書
- ・平成27年6月26日付け供覧の「厚生労働省からの回答について」の供覧文書
- ・平成27年11月26日付け「『身体障害者認定基準』の解釈について（照会）」の決裁文書
- ・平成28年7月7日付け決裁の「『身体障害者認定基準』の解釈における厚生労働省からの回答について」の決裁文書